





◇❁❁❁❁ 出生届を出された方へ ◇❁❁❁❁



❁ 出生届を出された方は、下記の手続きが必要となります。平日の午前8時30から午後5時15分までに手続きをされるようお願いいたします。詳細は担当課にてご説明します。

手続き等	必要なもの	摘要	担当課・係	
①母子健康手帳への証明 	・母子健康手帳		市民課 〔庁舎2階〕	戸籍係 23-8705
②出産育児一時金	・国民健康保険証 ・出産費用明細書 ・世帯主の印鑑、預金通帳 ・領収書 ・医療機関直接支払制度合意文書	*国民健康保険に加入者で、海外出産や自宅出産など <u>直接支払制度</u> を利用していない方のみ。		
③国民健康保険税の産前産後期間免除	・母子健康手帳	*国民健康保険の加入者で、令和5年11月1日以降に出産予定又は出産された方 *妊娠85日(妊娠12週)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。	国保年金課 〔庁舎2階〕	国保年金係 23-8857
④国民年金保険料の産前産後期間免除	・別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類	*国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方。*任意加入をされている方は対象になりません。		
⑤児童手当	・保険証(請求者の保険証) ・請求者名義預金通帳 (父母のうち生計の中心を担う方名義) ・マイナンバーがわかるもの (請求者・配偶者)	*児童手当は請求月の翌月から支給になります。 *請求が遅れると遅れた分の手当が受けられませんので <u>ご注意ください</u> 。 *月の後半に誕生した場合は、出生日の翌日から15日以内に <u>請求いただく</u> と、出生月の翌月から支給となります。 (公務員の方は、職場での手続きとなります。)	子ども幸福課 〔庁舎3階〕	給付係 23-8932
⑥こども医療費助成	・預金通帳(出生児と同居の保護者名義) ・保険証(出生児加入予定の保険証)			
⑦子宝祝金 (第3子以降)	・請求者名義預金通帳(父または母)	*第3子以降出生児が対象。 *第3子以降の出生時に、請求者の住所が3か月以上大田原市にあること。 *出生児を含む3人以上の児童を養育していること。		
⑧産婦・新生児訪問 低体重児出生届出書	・母子健康手帳	*出生児全員	子ども幸福課 〔庁舎3階〕	母子健康係 23-8634
⑨予防接種のお知らせ 	・母子健康手帳	*出生児全員	健康政策課 〔庁舎3階〕	健康政策係 23-8975

※湯津上支所総合窓口課(電話 98-2111)、黒羽支所総合窓口課(電話 54-1112)でもお手続きいただけます。

※大田原市以外のご住所の方につきましては②、③、④、⑤、⑥、⑨の手続きは住所地の市区町村の役所でご確認ください。

